

令和5年度第1回冷凍空調規格委員会

議事録

1. 日時：令和5年7月3日（月） 15：00～16：00

2. 場所：WEBによる開催

3. 出席者（敬称略・順不同）：

功刀（委員長）、小口（副委員長）、福田、飛原、岸本、大道、新海、阿保、坂口、
新津、菅沼、長瀬 以上12名

オブザーバー：酒井（日冷工）、佐野（サイサン）

KHK：長沼、宮下

4. 配布資料：

資料1 技術基準整備3ヶ年計画（令和5～7年度）（案）

資料2 保安検査基準（KHKS 0850-4）及び定期自主検査指針（KHKS 1850-4）の見直しに
ついて

資料2-1 保安検査基準（KHKS 0850-4）（20**）改正案

資料2-2 定期自主検査指針（KHKS 1850-5）（20**）改正案

資料2-3 KHKS 0850-4 保安検査基準（冷凍保安規則関係）新旧対照表、KHKS 1850-4 定
期自主検査指針（冷凍保安規則関係）新旧対照表

資料3 冷凍空調装置の施設基準 KHKS 0302-1、2の見直しについて（報告）

資料4 冷凍空調装置の施設基準（特定不活性ガス）KHKS 0302-5（20XX）の見直しにつ
いて（報告）

資料5-1 技術基準策定手順書の改正案

資料5-2 技術基準策定手順書の新旧対照表

5. 参考資料：

参考資料1 冷凍空調規格委員会委員名簿

参考資料2 保安検査基準（KHKS 0850-4）

参考資料3 定期自主検査指針（KHKS 1850-4）

参考資料4 冷凍空調装置の施設基準（フルオロカーボン、二酸化炭素の施設編）KHKS
0302-1

参考資料5 冷凍空調装置の施設基準（フルオロカーボン（不活性のものに限る。））冷
凍能力20トン未満の施設編）KHKS 0302-2

参考資料6 冷凍空調装置の施設基準（特定不活性ガスの施設編）KHKS 0302-5
委員等倫理心得

6. 委員紹介等

開会にあたり、協会より委員の紹介があった。

7. 議事

7. 1 議題(1) 技術基準整備3ヶ年計画（令和5～7年度）（案）について【審議】

事務局より資料1に基づき、本規格委員会の技術基準整備3カ年計画案について、説明があった。質疑応答は以下のとおり。

○KHKS 0302-2と5の違いは何か。法令上、特定不活性ガスも不活性ガスの分類であり、KHKS 0302-2の（フルオロカーボン（不活性のものに限る。））という文言は、特定不活性ガスも含むように思われるので、“特定不活性ガスを除く不活性”に修正してはどうか。

→コメントのとおり、法令上、特定不活性ガスも不活性ガスであることから、両者を明確に区分けできるようタイトル含め、本施設基準の内容についても分科会で精査する。

資料1を正式な本規格委員会の技術基準整備3カ年計画（2023年度～2025年度）とすることについて挙手による採決を行い、出席者全員の賛成により可決された。

7. 2 議題(2) KHKSの改正について

1) 保安検査基準/ 定期自主検査指針（KHKS 0850-4, KHKS 1850-4、(2020)）の見直しについて【審議】

事務局より資料1に基づき、保安検査基準/ 定期自主検査指針（KHKS 0850-4, KHKS 1850-4、(2020)）の見直し及び今後のスケジュールについて、説明があった。特段意見はなかった。

資料2について、保安検査基準/ 定期自主検査指針（KHKS 0850-4, KHKS 1850-4、(2020)）を改正すること及び今後のスケジュールについて挙手による採決を行い、出席者全員の賛成により可決された。

2) 冷凍空調装置の施設基準（フルオロカーボン、二酸化炭素の施設編）KHKS 0302-1の見直し及び冷凍空調装置の施設基準（フルオロカーボン（不活性のものに限る。））冷凍能力20トン未満の施設編）KHKS 0302-2の見直し【報告】

事務局より資料3に基づき、冷凍空調装置の施設基準（フルオロカーボン、二酸化炭素の施設編）KHKS 0302-1の見直し及び冷凍空調装置の施設基準（フルオロカーボン（不活性のものに限る。））冷凍能力20トン未満の施設編）KHKS 0302-2の見直しについて報告があった。質疑応答は以下のとおり。

○目次（現行）の3. が削除されているようだが理由はなにか。

→削除されているのではなく、3. の項目は法令上要求されていない項目（保安管理）にある。本改正では項目を全て残した状態で見直しを行うものである。

3) 冷凍空調装置の施設基準（特定不活性ガスの施設編）KHKS 0302-5の見直し【報告】

事務局より資料4に基づき、冷凍空調装置の施設基準（特定不活性ガスの施設編）KHKS 0302-5の見直しについて報告があった。

質疑応答は以下のとおり。

○特定不活性ガスは、法令上は不活性ガスに分類されており燃えないガスとなっている。燃焼の可能性が著しく少ないので不活性ガスの分類に含まれたと記憶している。自主保安ということで安全側に考えることは悪くないと思うが、特定不活性ガスは、消火設備は不要で良いと考える。

→KHKS 0302-3（可燃性ガスの施設編）でも、法令上は消火設備のみを要求しているが、KHKSでは防火設備まで要求することになっているなど、全体的な確認が必要であり、本日いただいたコメントをもとに分科会で審議することとしたい。

7. 3 技術基準策定手順書の改正について【審議】

事務局より、資料5-1、5-2に基づき、技術基準策定手順書（案）について説明があった。

特段意見はなかった。

技術基準策定手順書案の改正について挙手による採決を行い、出席者全員の賛成により可決された。

7. 6 連絡

事務局より、資料1について7月28日の技術委員会で審議する旨と資料2についての今後のスケジュールについて改めて連絡があった。

また、次回委員会開催について、後日日程調整する旨の連絡があった。

以上